

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回豊中市子ども審議会（WEB会議併用）		
開催日時	令和4年（2022年）8月29日（月） 10時～12時		
開催場所	すこやかプラザ1階多目的室	公開の可否	可
事務局	子ども未来部 子ども政策課	傍聴者数	4名
公開しなかった理由			
出席者	委員	小野(セ)委員（会長）、中橋委員（副会長）、安家委員、伊藤委員、植村委員、浦委員、神原委員、北川委員、北島委員、北山委員、許委員、佐々木委員、武市委員、伴野委員、藤岡委員、星屋委員、吉野委員	
	事務局ほか	<子ども未来部> 山口子ども未来部長、厚東次長兼子ども政策課長、垂水次長兼子ども事業課長、太田参事 子ども政策課：島田主幹、山内主幹、石原課長補佐、内田係長、奈良主査、山中主査、田島主事 子ども事業課：梅本主幹、大和主幹 子ども相談課：藤田課長、出口主幹、児童発達支援センター高所長、子育て支援センターほっぺ岡井所長、阿山課長補佐 子育て給付課：橋本課長 <市民協働部> 濱政参事兼くらし支援課長 <福祉部> 障害福祉課：酒井課長 <健康医療部> 松浪次長兼母子保健課長 <教育委員会事務局> 社会教育課：大澤課長 読書振興課：須藤課長 児童生徒課：杉山課長	
議題	【審議案件】 1. 第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「子どもすこやか育みプラン・とよなか」令和3年度事業実施状況について 2. 第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「子どもすこやか育みプラン・とよなか」中間見直しについて 【その他報告案件】 3-1. 豊中市児童相談所設置基本計画の策定について 3-2. 令和4年度豊中市みんなが子育て応援団（子育て世帯外出支援事業）について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和4年度第1回豊中市子ども審議会（会議概要）

日 時：令和4年（2022年）8月29日（月） 10：00～12：00

場 所：すこやかプラザ1階多目的室

出席者：小野(セ)委員（会長）、中橋委員（副会長）、安家委員、伊藤委員、植村委員、
浦委員、神原委員、北川委員、北島委員、北山委員、許委員、佐々木委員、
武市委員、伴野委員、藤岡委員、星屋委員、吉野委員

欠席者：小野（美）委員、河本委員、望月委員

○事務局

ただ今から、令和4年度第1回豊中市子ども審議会を開催します。

<資料確認>

○事務局

会議に入る前に、委員にお2人交代がありましたのでご紹介いたします。

大阪府池田子ども家庭センターの藤岡委員と豊中市立小学校校長会の吉野委員です。

本日、一部委員は zoom により参加となっておりますので、ご発言の前にお名前をお願いいたします。

それでは、会議に入っていきたいと思います。

○会長

本日は審議案件が2件、その他報告案件が2件あります。

事務局の説明の後、皆様から質問や意見をいただきます。

本日の委員の出席状況及び傍聴者の状況について事務局から報告をお願いします。

○事務局

本日、合計委員定数20名のうち、17名の委員の皆様が出席しています。

従いまして規則で定める会議の開催要件である過半数を超えていますので、本日の会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、4名の方が傍聴を希望しています。

○事務局

<案件1 説明>

○会長

まずは、重点施策について質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員

様々な事業を実施いただいていることを非常に評価したいと思いますが、気になるのは、例えば6ページの「条例を知ってもらうための取組み」について、出前講座の実施校は1年間で小学校18校、中学校1校。7ページの子どもの社会参加では、こどもヒアリ

ングを実施した人数は小中高合わせて136人。11ページの「いじめ予防校区研修会」は教職員対象が小学校3校、児童生徒対象が小学校全部で7校と、参加が限られています。条例を知ってもらうための出前講座やいじめの予防校区研修会など、1年間では難しいとしても、何年間かかけて、すべての小中学校の子どもたちに知ってもらう機会を保障することが必要だと考えますが、そういった見通しがなかなか見えません。

次に、19ページからの「誰もが安心、つながる支援」について、望月委員から事前にご意見を伺っています。様々な障害を抱えた子どもに対する学校の取組みについて、学校側として懸命に取り組まれているものの、子どもたちが置いてきぼりになっていて、十分な教育が保障されにくいということをお伺いしています。その一つの原因として、教職員の方が障害のある子ども、特に発達障害の子どもへの対応の仕方や学習支援のあり方などについて、必ずしもこれまでの学校教育や教員養成課程の中で身につけられているとは限らず、現場で初めてそのような子どもに会うということが考えられます。豊中で育っている、様々な障害のある子どもや要支援の子どもが、他の子どもたちと同じように学ぶことができるよう、その指導にあたる方の研修機会を設けるなどしなければ、全ての子どもたちが安心して、十分な教育を受けることは、難しいのではないかと考えています。

○委員

11ページ目の「いじめや児童虐待からの子どもを守るプロジェクト」について、こども相談課と児童生徒課で連携して取組みをされているかと思います。就学前の話をするのですが、いじめについては就学前からそのような芽が出ているのかもしれないと考えており、園での生活の中で、保育士や幼稚園教諭から「こういうことをしてはいけない」ということを指導しています。この項目では、小学校以上が中心であり、令和3年度はいじめ予防校区研修も教職員や児童生徒対象になっています。民間の就学前施設では、特に虐待の問題が近頃問題になってきていると感じています。虐待というのは、保護者の方から受けているのではないだろうか、あるいはほぼ虐待であるという案件が非常に多くなってきています。

そのため、そのような知識を得るために保育士や幼稚園教諭の方々のための研修の機会を増やすことについて、前向きに考えていただきたいと思います。

○委員

13ページの「保護者支援講座の実施」について、3つのプログラムを実施したと記載されていますが、受講可能人数が少ないと感じます。ICTも活用しながら、より多くの方が参加できるようにしていただけたらと思います。また、働いている家庭もありますので、時間的な自由度を高めるなど、参加しやすい方法で実施してもらえればと思います。

○委員

8ページの「子どもの居場所ネットワーク事業の実施」の文章の4行目に委託先として特定非営利法人とよなかESDネットワークは、というところがあります。

この「ESD」とは、持続可能な発展教育を指すと思いますが、ESDという言葉を知らない園が多くあります。6圏域に圏域コーディネーターを配置しているとのことなので、就学前の園にも周知いただければと思います。

○委員

11 ページの「子どもからの相談件数」について、広報の効果によって周知され、フリーダイヤルと LINE の両方の件数が増えているかと思いますが、その下の「いじめの認知件数」について、令和 3 年度の件数が増加しており、いじめが増えたことと相談件数が増えたことが連動しているのか分かれれば教えてください。

○事務局

質問にお答えする前に、本日、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本日説明でこちらに待機しているのは、こども未来部職員のみです。この他に zoom により、関係部局の職員が参加しております。なお、本日、不在の部局に対する質問につきましては、後日意見票などとあわせて書面で回答いたしますので、よろしく願いいたします。

○事務局

条例を知ってもらう取組みや、子どもの社会参加の取組みについては、かねてからまだ対応している学校数が少ないというご意見をいただいています。より広くご利用いただくための様々な取組みとして、出前講座については、基本的には先着順での申込みとなりますが、新規の申込みの学校を中心に、順次出前講座へお伺いしています。一昨年度は小学校 13 校、中学校 1 校でしたが、昨年度は小学校 18 校、中学校 1 校の合計 3,151 人が受講し、一昨年度と比べると微増している状況となっています。

また、7 ページの子どもヒアリングについては、小学校 2 校、中学校 3 校は例年通りですが、高校の 5 校については昨年度の 3 校に比べ、市内の公立高校全校で実施することができ、徐々にではありますが、広くご参加いただいているところです。さらに、昨年度までの子どもヒアリングは、こども政策課の職員が各学校にお伺いして実施していましたが、今年度からは他の関連部局についても職員を動員し、様々な角度から子どもの意見を伺わせていただく場をもつべく、今年度拡充の方向で動いております。

○事務局

いじめ予防については、ご意見をいただきましたように就学前からいじめの芽のようなものがあり、日頃から各園での人権教育の中で取り組んでいただいているものと認識しています。就学前施設での取組みについても研究をしていきたいと考えています。

また、いじめだけではなく虐待の問題も含めた研修の機会をさらに増やしていくべきというご意見をいただきました。虐待の研修をオンラインで行うのは難しく、現在コロナ禍では集合研修をしづらい面もありますが、様々な工夫をしながら実施することができればと考えています。市では、出前講座という制度もあり、その中では虐待に関するものもありますので、活用いただけるよう周知を図っていきます。

○事務局

いじめ予防校区研修会の実施校の数が少ないというご意見について、市としましても多くの子どもの参加いただきたいという思いがあり、周知を図っているところです。計画的な実施を検討していきたいと考えています。

○事務局

教員の指導徹底や教育の質の向上について、発達の特性的な子どもが最近増加をし

ていると考えています。その時、その場、その状況で、特性が出てくる場合もあり、あらかじめ支援が必要なことが分かっている児童生徒ばかりではなく、その部分に関する対応が不十分であるところがあると思います。ご指摘いただいた内容については、今後知識習得等を含め、教育の質の向上に努めます。

○事務局

子育て支援センターほっぺでは、保護者支援講座として、「安心感の輪」子育てプログラムを年間3クール実施しており、土曜日にも開催いたします。また、令和4年度は、いきいき子育て講座等土曜日・日曜日の講座を開催いたします。今後もより多くの方に参加いただけるよう検討を進めます。

○事務局

児童発達支援センターでは、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングの子育て発達支援プログラムを開催しています。これらは実際の子どもへの関わり方や声かけなどを学ぶため、対人的・対面での講座の実施が有効であることが示されています。令和4年度からは、このプログラムを各こども園の地域子育て支援センターで月1回開催しており、できるだけ受講可能な方を増やしていく取組みを進めています。

また、講師の人材育成について、児童発達支援センターの保育教諭、子育て支援センターほっぺの保育教諭に加えて、令和4年度から公立こども園の保育教諭にも、資格の取得をすすめるとともに、民間の通所支援事業所の職員対象の講師養成講座を実施し、人材育成を進めています。

○事務局

障害のある子どもへの支援に関する補足としまして、こども相談課では支援者研修を実施しています。令和元年度から小学校や中学校の教員も研修を受講できるよう受講対象を拡大し、取組みを進めています。令和2年度の研修は延べ251人の参加でしたが、令和3年度はYouTube配信等による実施方法を工夫したこともあり、延べ参加者数は令和2年度から倍増しましたほか、YouTube視聴回数につきましても約2,000回の視聴がありました。

保護者支援のプログラムにつきましても、児童福祉法の改正を行い、より多くの方が受講できるような機会を設けていきたいと考えています。

○事務局

子どもからの相談件数の増はリピーターの方からの相談が要因となっています。いじめとの相関関係についてはわかりませんが、また、本市ではいじめを見逃さないよう、些細なものであっても早期にキャッチするよう努めており、そのことが認知件数の伸びへとつながっています。とよなかつ子ダイヤルやとよなかつ子ラインにもいじめに関する相談はあり、令和2年度と比べると相談件数が増えている状況ですが、直接的にいじめの増加と関連があるかはわかりません。

○委員

11ページの「豊中市小中学校のいじめ認知件数」の表の2022年と記載があるものは、正しくは2021年でしょうか。

○事務局

ご指摘のとおり、2021年が正しいので修正いたします。

○事務局

いじめの認知件数について、いじめを見逃さないよう些細なことでも認知し、3か月経過した後その事象が収まり、かつ、嫌だった気持ちがなくなったと確認した場合にはいじめの解消となります。また、研修等を行い、いじめ認知の感度をあげるよう取り組んでいます。

○事務局

子どもの居場所ネットワーク事業に関するご意見について、今年度からの取組みとして、義務教育就学前施設、民生児童委員、主任児童委員、校区福祉委員会の方々にご参加いただいている校区連絡会に、圏域コーディネーターや実際に子どもの居場所を運営している方々が出席させていただいています。今年度に関しては、すべての校区に1人以上の圏域コーディネーターが参加させていただいており、徐々にではありますが、これから皆様と顔の見える関係づくりをしていくことができると考えていますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

○会長

次に施策の柱について、質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員

「施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実」の取組みのポイントに「子どもの発達や学びは就学前から就学後における連続性と一貫性が大切です」と記載されています。

豊中市では、長く幼保小連携連絡会議や小中の一貫した事業に取り組んでいますが、文科省でも架け橋プログラムのように幼小の繋がりについてクローズアップされてきて、各自治体に今後取組みが求められてくると思います。実際の運用や取組みの報告は、来年度以降になるかと考えていますが、これまで取り組んできた中で、幼保こ小が連携する課題として見えてきているものがあれば教えてください。また、来年度以降の豊中市の架け橋のカリキュラムについてお話していく上で、どのように進めていくのか見通しや考えがあれば、お聞かせください。

○委員

「施策の柱 2-4 の子育てと仕事の両立の推進」の取組みのポイントの中で、「保育所等の待機児童ゼロの状態が維持されるよう」と記載があります。

現在、豊中市は小規模の保育所を含めて100を超える施設数があり、ここ数年は待機児童ゼロが達成されています。この状態の維持に関する現状として、特に0歳児の入所入園が4月当初からは定員が埋まらないという状況が数ヶ月続きます。子どもが来ないということは、収入が入ってこないということに繋がっています。この原因は、日本の企業の働き方にあり、結婚、妊娠出産、育児休暇という流れはいい傾向ですが、そのために0歳児の入所が少なくなってきました。特に0歳児、1歳児の施設は就学前まで、学年がないので、保護者は全学年がある保育所や認定こども園等への入園を希望されることが比較的多くなっています。特に小規模の園は、そういう意味で前半の時期は非常に子ども

もが入ってきませんが、保育士、保育教諭は 4 月の段階でそろえているという現状があります。待機児童ゼロを維持するためにこれ以上園を増やした場合に、特に経営基盤が非常に弱い小規模の園で、しっかりと運営をしていくことができる保証があるのかが気がかりです。

子どもの人口は維持されていますが、今後減少する傾向となった場合に、豊中市としてはどのように今ある園を潰さずに維持していくために、どうあるべきかを考えてもらいたいです。園の新設について安易には考えずに、計画性を持って将来的に中長期的な視点で考えていただきたいです。

○委員

21 ページの「保育の質向上に向けた取組み」について、ICT に関することが記載されています。公立園では市が ICT を積極的に取り組むということですが、民間園では全て自前で行っています。現在、公立小学校でも働き方改革についていわれる中、民間にも行政的あるいは財政的なバックアップをしていただきたいと、団体として強く要望します。

次に、放課後の居場所について、公園や学校の校庭などの遊び場が、計画のどこに位置づけられるのかが知りたいです。そのような場所を充実させることが、子どもたちが自分たちの居場所を作っていくことに繋がり、大事なことではないかと考えています。

最後に、中学校卒業後の高校生や不登校の子ども、発達障害のある子どもや親子をケアする場やサポートはどこにあるのか教えてください。

○委員

子どもの居場所について様々な居場所がありますが、放課後子どもクラブは校区によって、児童が多い学校、少ない学校があります。

保育園や認定こども園を卒園する子どもの保護者から園で放課後児童保育をやってもらえないかという声があり、私からも教育委員会に提案しています。

放課後の子どもの居場所づくりについて、現在 41 の小学校のうち 10 校で取り組んでいると聞いていますが、どのような取組みを行っているのでしょうか。学校の授業が終わった後に居場所事業を実施していると聞いたことはありますが、いずれ全小学校で実施するとの方針だと思いますが、園では人件費のことだけを考えてもかかる金額が大きいので保護者の利用料だけでは補えず、公金をもらえなければ独自で実施することは難しい状況です。今後、ニーズにあった居場所づくりを進めていただく必要があると考えます。

○事務局

幼保こ小の連携に関する今後の課題と進め方について、幼保こ小の連絡会の中では、子どもたちが間違えることに躊躇しがちでなかなか自信が持てず立ち直りが厳しい、遊びで学んだことをアウトプットする楽しさを十分に発揮できていない姿があるといった声を多く聞いていますので、今後の研修等を通してそうした課題を共有しながらの実践交流機能を高めていきたいと考えています。

また、小中学校との連携については、これまで就学前施設や小学校等で用いられてきた幼保こ小の接続期の指導計画に不足するものを補うプログラム作りに向けて、新しい教育要領が就学前から高校まですべて繋がった段階であるため、それを見据えた取組みと一緒に、今後進めていきたいと考えています。

○事務局

ICT 関係の財政面でのバックアップについては、従来から国の補助金があり、民間の施設で導入する際には国の補助金を条件の範囲内で活用しながら財政支援に努めています。今後も引き続き、各園に意向調査等を実施しながらできる限り支援ができればと考えていますので、よろしくお願いします。

○事務局

待機児童ゼロの維持と保育定員の件について、お話しいただいたとおり、0歳児の入所が少なくなってきたり、年度当初から完全に入るといった状況ではありません。直近の選考では0歳児は埋まっているという状態だったかと思います。これ以上保育所を新設していくかという点については、豊中市では出生数および就学前の人口も減少傾向にあります。また、転入、転出の差については、ここ数年で縮まってきているという傾向があります。その一方で、保育所等の申込者数は、微増しています。そういった状況と、全国的に保育所の欠員という問題が上がっている状況をふまえ、ご意見のとおり中長期的な目線を持って、今後事務局で分析をし、様々な方策を検討していきます。

○事務局

義務教育終了後の不登校や転校、進学・進路、あるいはその後の就職に関わるご相談については、若者支援総合相談窓口というものを開設しています。現在、中学校3年生の3学期に、若者支援総合相談窓口のチラシを市内中学校の3年生全員に配布しています。今後も引き続き周知を行います。

○事務局

居場所の位置付けについて、こどもすこやか育みプランの重点施策1の中で、居場所については二つの形態があると定義しています。

一つは、基本的に希望する子どもたちはいつでも誰でも参加ができて、時間的な制限が少ない居場所をすこし場、もう一つは子ども食堂など対象となる子どもを想定して、子ども自身の困難に寄り添い、時には子どもの状況に積極的に関わって、専門的な活動を行う居場所をささえる場として定義しています。

基本的にこの2つの形態に明確な境界線はありませんが、様々な居場所を子どもたちが選択できる形が、理想的だとしています。その中で、ご質問のあった公園のほか、図書館や公民館はすこし場的な居場所であると考えています。

また、小学校10校での放課後の居場所づくりの取組みについては、学び育ち支援課が所管課でございますが、本日欠席ですので、後日書面にて回答させていただきます。

○会長

次に、報告書の全般的な内容についてご意見やご質問がありましたらお願いします。

○委員

ICTの取組みとして始まったコドモンについて、小学校、中学校の保護者として実際に活用する中で非常に助かっています。小学校を欠席する場合に、電話受付ではなく友だちに連絡帳を持って行ってもらうという運用でしたが、私は働いていますので、なかなか時間的に渡しに行くことができませんでした。しかし、コドモンの導入によって朝から欠席

の連絡できるのはありがたいと感じています。

保護者から放課後に子どもを園で預かってほしいという声があるというお話については、私の周りでも意見を聞いていますと、幼稚園・保育園の先生は非常に話しやすかったのですが、小学校の先生には少し相談がしづらいというお話をお聞きします。コロナ禍もあり、なかなか先生とのやりとりがしづらいことを不安に思っている保護者は非常に多いので、そういった意味で、例えば仕事帰りに夜遅くに迎えに行く場合に、小学校に迎えに行くよりも、幼稚園や保育園は行き慣れているので保護者は安心するのではないかと思います。

○委員

障がい児や、不登校、学校に行きづらい人たちの対応を、現職の先生方が様々な研修等受け、対応いただいていることはよくわかります。ただ最近は働き方改革があり、先生方が研修を受けるような時間があるのか非常に不安です。研修については、配信があるというお話もありましたが、それを誰が見たかはわかりません。また、障がいをもったお子さんがクラスにいる状況を実際に体験しないと、先生は勉強できないと思いますが、やはり時間が足りないと思います。

また、私たちは様々な立場を持っていますが、現場で地域にこういった子どもがいる、というような相談事は社協に相談し、繋いでいます。市は窓口が多く、実際に当事者であるご家庭からすると、どうしたら良いのかと悩んでいます。窓口の一本化や改正などについて検討していただきたいです。

○委員

私たちは学校に行けない子どもたちを支援する役割を担っており、その子たちをどこに繋いでいくのかとなると社協に繋いでいます。そのような子どもたちのことを報告書などに具体的に掲載すると、もう少しスムーズに進むのではないかと考えています。

○事務局

いただいたご意見については、各部局と共有して、今後の参考にさせていただきたいと思います。

○事務局

<案件2 説明>

○会長

質問やご意見がありましたらお願いします。

○委員

保育の量の見込みについての話は理解しましたが、提供体制については定義がよく分かりません。例えば保育園の入所の決定を行う場面も含めてということであれば、まだまだ保護者や現場からも、時間がかかり、ぎりぎりになってしまうという声があり、かねがね課題となっています。提供量の見込みにそれほどずれがないのであれば、早めに決めてあげて後から入る人の枠も確保できるようにと考えるのであれば、提供体制に関しては

見直しをしなければいけないのではないのでしょうか。現場もこれだけの子どもが入るかかもしれないということで、保育の職員を見つけることが切迫した問題となっています。私たちが早めに人数が決まると、職員体制の見直しがしやすいです。ですので、提供体制に関しては改善の余地があるのではないかと従来から思っていますので、ぜひ見直しをどんどん進めていただきたいと思います。

○委員

量の見直しについてはあまり違いがないのかもしれませんが、コロナの制約による子どもたちの質的なマイナスというのは無視できないのではないかと考えています。その点については全く触れられていませんが、市としてはどういうふうを受けとめられているだろうかということが非常に気になっています。

資料 2 の 3 ページ「めざすべき姿」の下の①に、子どもの主体性の尊重についてうたいながら、二つ目の「●」のところに「家族再統合に向けた支援の充実を図るとともに」と書かれています。あくまでも子どもの主体性の尊重であれば、家族再統合ありきという支援のあり方は、子どもにとって非常にリスクが高いのではないかと考えています。必ずしも、すべての保護された子どもたちが再統合を期待しているとは限りません。あくまでも、支援においては子どもの主体性を尊重していただきたいと思います。

ヤングケアラーについて、参考資料 4 を修正した方がよいと考えています。実態調査からみたヤングケアラーの現状については、文部科学省と厚生労働省が合同で令和 2 年度と令和 3 年度に実施した報告書等から引用されているかと思うのですが、この重要な数字が抜けています。確かに中学 2 年生 5.7%、高校 2 年生 4.1%という数字があがっていますが、国の報告書を読むと定時制の高校生は 8.5%、通信制の高校生は 11.0%と明示されています。定時制に行っている高校生、特に通信制の高校生などは、一番孤立しやすく、ヤングケアラーの割合が高いことについて、国の政策の中ではスルーされていますが、豊中市では絶対にスルーしていただきたくありません。むしろそのようにヤングケアラーとして昼間は家族のケアや支援に関わっているからこそ、例えば通信制にしか行っていないのかもしれませんが、そういった子どもたちの存在を直視し、支援から漏れないようにしていただきたいと思います。また、ヤングケアラーの仕組み上大事なところは、当事者の子どもたちが、しんどいけれどもケアをすることに誇りを持っていることが少なくないことが調査結果で示されています。そのため、その誇りを尊重した上でその子どもたちの誇りを傷つけない形での支援をぜひ考えていただきたいと思います。

○委員

ヤングケアラーについて、このような場で共有し、市民に届けていくことは大事な役目だと考えていますが、一方で別の経営者的な視点として誰がやるのか、ということについてはもやっとしていきます。地元の自治会等でも加入率は減ってきており、なかなか担い手が見つからないことは周知のとおりだと思います。新しい仕事を振る場合は必ず何かをスクラップして新しいことをするか、もしくは人をつけるということが必要になると思います。

ここからは意見となりますが、先ほど質問や意見でお話しました研修にしても ICT にしても、機械をつけて終わりではなくて、それを動かす人間が必要となります。学校の教員を含めた現場の職員も、研修などの学びが必要であればその時間を確保することが必要となります。やはり財源的なバックアップがなければ動くことは難しいと思うので、

人をつけるための財源は、こども審議会としても訴えていただきたいと思います。

○委員

ヤングケアラーについて、子ども自身にヤングケアラーだと気づいてもらうということ、そして保護者の方にも周知することは大事なことだと思います。

少し成長してきた子どもからすると、自分の母親や父親がおかしい、と感じたことを学校や友だち、あるいは他の人に知られるのは非常に恥ずかしいと思います。また、自分よりも小さい子どもの世話だったり介護だったりということを、相談したとしてどうなるのか想像できないのではないかと思います。この内容だけですと、誰かに相談することで気持ちが楽になるのではないかと、というような雰囲気を感じたのですが、そうなると実際の実態は分かってこないのではないのでしょうか。

ですので、例えば家事支援については毎日来てくれるのかや、誰が来てくれるのかなど具体的な支援の内容を早期にまとめてから周知した方がよいと思います。自分がやっていることで家庭がうまくいっているということを支えに、自分の居場所だと思って誇りをもってやっている場合は別として、どうすれば軽減されるかということが具体的に分かった方が相談しやすいのではないかと思います。

先ほど他の委員からもお話がありましたが、学校での働き方改革や幼稚園、保育園の先生方のサービス残業というお話も聞きますので、相談しやすい、発見しやすいのは本当に教職員なのかということも含めて、話しやすい人が必ずどこの園にも学校にも大人として1人いるぐらいの方が、虐待やいじめ、ヤングケアラーといった問題について話しやすくなるのではないのでしょうか。

○事務局

提供体制に改善の余地があるのではないかとのご意見について、今回の見直し内容については、まず量の見込みの見直しがあり、そこを例えば増やす必要があるといった場合に、園の新設やこども園化をしていくかなどの手法による提供体制の見直しが必要となります。今回は量の見直しを実施しないということですので、必然的に提供体制の見直しは不要となります。

一方で先ほどいただきました選考のスケジュールなどをもう少し早めることはできないかという点については、従前からお話いただいております、昨年度も一定改善はさせていただいたところではありますが、別の場でもそういったご意見をいただいておりますので、またその場でお話しをさせていただきたいと考えています。

○事務局

このコロナ禍での質の変化に関するマイナス面として、大きなものでは園外保育があります。例えば屋内型の体験に行けないことが増え、体験不足となっています。また、保護者支援の中ではコロナの影響で休みに入らなければならない職員が増加し、その中で保護者支援が、やりとりが十分丁寧にできないという声も多くあります。そして最も厳しいと考えていますのは連携事業となります。例えば近隣園、特に0、1、2歳の園からたくさん入園してくる引き上げ園に関しまして、これまではよく交流を行っていましたが、そういった機会が非常に少なくなってしまいました。

その他、他園児同士の交流、小学校の児童と園児との交流、中学校の職業体験学習の制限、高校からの様々な体験実習も含めて止まっています。

また、幼保こ小の連携の中で、小学校入学前の学校探検や授業体験、一緒に遊ぶといったことができなくなっており、第 1 回の校区連絡会においては、今年は従来実施してきたプログラムの機会を増やし、さらに大事なつなぎとしていきたいと考えています。

○事務局

子どもの人権を尊重した取組みと家族再統合に向けた支援について、ご意見のありましたとおり子どもたちは非常に傷ついていて、必ずしも原家族に帰って行くばかりでは良くないのではないかということについては、そのとおりだと感じています。ただ、この家族再統合支援という中には、子どもたちの傷ついた心についての回復も含めた支援を充実する中で、子どもの主体性の尊重のもとに、子どもにとって選択肢のある状況を充実していきたいと考えています。

○事務局

ヤングケアラーの質問について、まずご指摘のあった資料の数字については、お話しいただいたとおり、高校生の定時制や通信制のヤングケアラー率が高く、資料の数字が一部丁寧さに欠けていたと思いますので改善いたします。

また、当事者の子が誇りをもってケアをしている誇りの尊重についてや、北山委員からご意見のありました、具体的な支援の内容をまとめてから発信した方がよいのではないかと、というご意見については、そのとおりであると認識しています。子どもは自分の役割に対して誇りを持っており、親のことをマイナスなイメージで、他の人に思われるのは抵抗があるということ当事者の方からも聞いており、支援の入り方が難しいと考えているところです。ですので、子どもの本音を聞いて寄り添い、子どもが自分のやりたいことに力を注ぐため今の負担を減らしたいと思い、支援を徐々にでも受け入れることができるような支援をこれから心がけていきたいと考えています。

また、例えば親などが障害や精神疾患等があり、しっかりした子どもがケアを担っている場合とサービス事業所などが子どもをケアの担い手として見てしまうことがあり、子どもの負担の固定化につながります。子どもをケアの担い手とせずサービス内容の充実や提供時間を拡充するなどによって、負担をなるべく減らす方法を検討するような啓発も必要と考えています。

最後に、新しいことを実施する場合や、知識を習得するためには研修の実施が必要だが、実際に誰が行うのかというご意見について、今年度は 10 月 31 日に市の主催で関係機関の皆さん向けの研修会を企画しており、今後も引き続き実施する予定です。関係機関各々で研修等を開催されることを想定しての前向きなご意見だと考えていますので、連携しながら皆さんの知識の習得に協力できるよう努めます。

○事務局

<案件 3 (1)・(2) 説明>

○質問・意見なし

○事務局

<事務連絡>

— 閉会 —